

自立支援医療制度につき必要な診断書等の無償交付を求める意見書

精神障害者の通院医療に関しては、これまで精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて取り扱われてきたが、このたびの障害者自立支援法の成立を受けて、平成18年4月1日からは、身体障害者福祉法に基づく更生医療、児童福祉法に基づく育成医療とともに、自立支援医療として3障害一体の制度となる。

これまで精神通院医療の認定の有効期間は2年であったが、自立支援医療制度においては1年に短縮されるとともに、受給申請にあたっては、医師の診断書等の添付が必要であるため、精神通院医療を必要としている者にとっては大きな経済的負担となる。

また、更生医療、育成医療の受給申請の際に提出する医師の意見書については、これまで厚生労働省の告示に基づき無償とされており、自立支援医療に移行しても同様の扱いとなる一方、共通の制度となる精神通院医療に係る診断書等については無償とはされておらず、今後も同様の扱いとなることから、同一制度の下で均衡を欠くこととなる。

このような状況にかんがみ、国においては、自立支援医療の受給申請のための医師の診断書、意見書等について、指定自立支援医療機関がこれらは無償で申請者に交付するよう、必要な措置を講ずることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月29日

和歌山県議会議長 向井 嘉久藏

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣